

1. 目的・趣旨

広島県では、ユニコーン企業を10年間で10社創出することを目標とした「ひろしまユニコーン10」プロジェクトを通じて、「挑戦することが当たり前の土壌づくりや文化の醸成」を目指しています。

本プログラムでは、「ひろしまユニコーン10」プロジェクトの一環として、スタートアップの成長に欠かせない資本政策やCFO人材の活用を支援します。さらに、支援を受けて急成長したスタートアップがロールモデルとなり、他のスタートアップの資本政策策定やCFO人材の採用等にかかる意欲を喚起し、エコシステム全体の成長を促すことを目的としています。

2. 支援概要

「ひろしまユニコーン10」プロジェクトで支援するスタートアップ企業を対象に、資本政策策定にかかる専門家の活用、民間企業が実施するプログラムへの参加、採用したCFOの定着等にかかる支援を行います。これにより、成長に不可欠な資金調達力や経営基盤を確立し、将来のロールモデルとなる企業の創出を図ります。

3. 支援対象経費及び限度額

以下の(1)～(4)にかかる経費を対象とします。

対象	経費区分	内容	限度額
(1)	資本政策策定費	資本政策策定にかかる次の費用を支援する。 ✓ 専門家(弁護士・司法書士等)の利用にかかる費用 ✓ 投資契約書の作成にかかる費用 ✓ その他、資本政策策定に必要と認められる費用	発生した費用の2/3以内、1社あたり上限20万円
(2)	民間プログラム等参加費	民間企業等が実施する資本政策にかかるアクセラレーションプログラムやイベントへの参加に関連する次の費用を支援する。(※1) ✓ プログラム・イベント参加費 ✓ 交通費(※2) ✓ その他、民間プログラム等に参加する際に必要と認められる費用 (※1) 資金調達機会があるものに限る。 (※2) 交通費については、「(3) 首都圏への交通費」にかかる支援を利用する場合、その超過分が対象	発生した費用の2/3以内、1社あたり上限10万円
(3)	首都圏への交通費	資金調達に資する活動や資本政策にかかるサービスの提供を受けるなどのために発生する往復3万円を超える首都圏への交通費を支援する。 (例) 東京で開催される勉強会へ参加や、東京のVCとの面談など	役員1人につき一律2万円、1社あたり上限10万円

(4)	CFO 定着支援・活動費	<p>令和7年度に CFO を採用し（※1）、採用による資金調達や成長実績等の成果・効果等を県内の他のスタートアップにも共有できる企業を対象として、次の CFO の定着に係る経費及び CFO 採用のモデル企業としての活動費を支援する。</p> <p>(ア) 採用時に合意した CFO 報酬（年間給与総額または役員報酬額） (イ) CFO 採用候補に対する業務委託費 (ウ) CFO 採用にかかる手数料 (エ) その他、採用・委託に伴い発生した費用 (オ) CFO のモデル企業として活動する際に発生した交通費、宿泊費（※2）</p>	<p>対象経費合計の30%以内（※2）、1社あたり上限300万円。ただし、(オ)については全額を対象とする。</p>
-----	--------------	--	--

※1 採用候補に対する業務委託を含む。以下同じ。

※2 「CFO のモデル企業として活動する際に発生した交通費、宿泊費」の支援割合は次のとおりとする。

- ・交通費・・・全額を支給。ただし、「首都圏への交通費」にかかる支援を利用する場合、その超過分のみ対象
- ・宿泊費・・・職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）で定める額を上限として全額を支給

4. 対象者

(1) 「資本政策策定費」、「民間プログラム等参加費」、「首都圏への交通費」及び「CFO 定着支援・活動費」共通

次に掲げる要件を満たす者を支援対象者とします。

- 「ひろしまユニコーン10プロジェクト」アルムナイ企業及び令和7年度採択企業（※）
- 広島県内に本店登記があること、または広島県内に拠点を有していること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者ではないこと。

（※）以下のプログラムに採択された企業をいう。

- ・令和4年度～令和7年度「ひろしまユニコーン10」アクセラレーションプログラム
- ・令和6年度、令和7年度「ひろしまユニコーン10」ASIA CO-CREATION PROGRAM
- ・令和7年度「ひろしまユニコーン10」Hiroshima Launchpad: North America 2025

(2) 「CFO 定着支援・活動費」

上記に加え、次に掲げる要件を満たす者を支援対象者とします。

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に CFO を採用（を予定）している企業
- CFO 採用による成果や効果について県の取材に応じ、その内容を県のホームページ等で公開する等、モデル企業としての活動に協力することに同意する企業

5. 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6. 募集期間

(1) 「資本政策策定費」、「民間プログラム等参加費」及び「首都圏への交通費」

令和 7 年 9 月 8 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

※応募の受付は先着順とし、予算上限に達し次第終了とします。

(2) 「CFO 定着支援・活動費」

令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 11 月 30 日まで

7. 申請方法

(1) 「資本政策策定費」、「民間プログラム等参加費」及び「首都圏への交通費」

申請様式 1 に記入し、必要資料を添付のうえ、運営事務局に提出してください。

(2) 「CFO 定着支援・活動費」

申請様式 2 に記入し、必要資料を添付のうえ、運営事務局に提出してください。

8. 審査、支払額確定

(1) 「資本政策策定費」、「民間プログラム等参加費」及び「首都圏への交通費」

提出書類に基づき、本事業の目的に合致し、資本政策や CFO 人材の活用などに必要不可欠な範囲であるか否かを確認のうえ、支払額を確定します。

なお、市場価格よりも相当程度高い費用と認められる場合、当該増額部分是对象とならない場合があります。

(2) 「CFO 定着支援・活動費」

提出書類及び面談に基づき、以下の観点で審査を行い、支援の可否を決定します。

(審査基準)

審査項目	審査のポイント
対象企業の成長性・将来性	・狙っている市場規模や市場の成長性がトレンドを捉えてユニコーン企業が狙うべきサイズか ・新規性、競合優位性の高いビジネスモデルや技術、サービスを有した事業か
採用の必要性・計画性	・なぜ今採用するのか、現在及び予定されている経営課題と期待する役割の整合性はとれているか ・他の経営人材との役割分担が明確にされているか ・（業務委託の場合）業務委託終了後に当該人材を雇用する具体的な計画や意欲はあるか

人材の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・採用する人材は、急成長を支える上で十分な経験や実績があるか（過去の上場経験や資金調達経験など） ・スタートアップに適した柔軟性やスキルを有しているか
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・CFO 採用による資金調達実績や成長実績等の成果・効果を県内の他のスタートアップに共有することに協力的か、どの程度の波及効果が見込まれるか

9. 支払

支給額確定通知後、申請様式に記載された指定口座への振込により支払います。

10. 返還・取消

以下の事由に該当した場合、資金支援を取り消す場合があります。また、その場合、既に支給済みの資金は返還していただきます。

- 偽りその他不正な手段により、資金支援を受けた場合
- 支援対象経費に該当しない用途で、資金を使用した場合

11. その他

来年度以降、本事業の支援企業に対して、事業の進捗状況や売り上げ、雇用状況等について、必要に応じて県から報告を求める場合がございますので、その際は可能な限りお答えいただきますようお願いいたします（いただきました資料は内部資料とさせていただきます、対外的に公表することはありません。）。

12. 実施主体

広島県商工労働局 インノベーション推進チーム インノベーション環境整備担当

13. 提出先及び問い合わせ窓口

運営事務局：広島ユニコーン 10 CFOBASE 運営事務局（有限責任監査法人トーマツ）

mail：CFObase_hiroshima@tohatsu.co.jp | TEL：070-3330-5507 | （担当）清老・小松・中藤